

興正菩薩叡尊の自叙傳について（上）

—— 感身覺正記の研究 ——

橋 川 正

一

鎌倉時代の佛教を考察するについては種々の方法を執り得るが、從來汎く行はれたものは、舊佛教にしてこの時代に復活の機運に向つたものと、

この時代に新たに興つたものとの二流に別つ見方である。もとよりこれは唯一の見方ではないのであつて、この他に一般文化の風潮に準じて公家風武家風、宋元風の三流に分つことも出来るし、又

地理的に渦の中心を求めて、京都と奈良と鎌倉との三流に分つことも出来やう。

この中奈良を中心にして復活の運に趣いた佛教には法相、華嚴、三論、戒律などの敎學が存するが、こゝに説かんとする興正菩薩叡尊は大悲菩薩覺盛と共に戒律復興の二大巨頭であり、特に叡尊は戒律に眞言密敎を合糅して所謂眞言律宗の建設を企て且つ遂行した大徳である。凝然の傳通縁起（卷下）に「第八十六代四條天皇御宇嘉禎二年丙申、圓

晴・覺盛・慈禪・叡尊四德、自誓受戒、三聚通受、自爾已來、如法持戒、如教持律、次第相承、充滿諸方、不可知數」と述べてゐることは周知の事蹟である。而して叡尊が單に持戒持律の超世間的な聖者生活を送つた人ではなくて、大いに社會的に活動して戒律の精神の普及を謀り、佛教に説くところの福田事業に従ひ、今日でいへば教化救濟の事業を盛んに實行したことは元亨釋書(十三)興正菩薩傳(群書類從所收)以下高僧傳に傳ふるところであつて、近來國書刊行會から史籍雜纂の中に收めて出した關東往還記に見えるところの叡尊の事蹟に徴しても、その社會的活動は聊かも疑へないのである。併しながらその一代行狀の詳細に至つては、これを探るに難く、唯僅かに元祿のころ洛西如意輪寺の慧日光(慈光)和尚が編纂した興正菩薩年譜一冊が在る位であつた。この年譜は種々の資料を基礎とし、叡尊自撰の佛典の奥書なども參

照して、年譜體に編んだもので、幸ひ去る大正四年これを底本として多少の修正を行ひ、西大勅諭興正菩薩行實年譜といふ表題で西大寺に於て出版されて居る。この出版に専ら當つた京都白毫寺の金田元成師は年譜の最後に「予曾就西大法庫拜披菩薩著述秘鈔懷偉德鴻恩切矣尙復追緝學正記並行實譜感繡極云々」と述べられて居るので、爾來文中に引かれてゐる學正記とは、如何なる書物であらうかと、竊かに探し求めてゐたが、はからずも昨年夏洛西松尾の葉室淨住寺に於て感身覺正記の寫本三帖を發見し、披覽するに及んで、始めてこれが即ち所謂學正記であることを知つて欣喜した次第である。

これより感身覺正記の性質内容を解説し、その史料として如何なる價值を有するかといふ點を述べるに先き立つて、本書の存在がこれまで如何に認められてゐたかといふことを見て置かう。本書

は今日まで全然知られてゐなかつたといふ譯ではないのであつて、前に述べた慧日光の編んだ年譜の骨子も主として本書に依つてゐることは兩書を比較して明かに知り得るばかりでなく、寛政のころ謙順の作つた増補諸宗章疏録には律宗部の下に感身學正記三卷、叡尊述と擧げ（佛教全書本一二九頁）、近くは鷲尾順敬氏の日本佛教人名辭書の叡尊の項にもその著述として本書の名を出し、湯本文彦氏の京都府寺志稿淨住寺の中には、覺正記抜抄と標して文應、弘長の交叡尊が屢々淨住寺に來往した事實を記し、碓井小三郎氏の京都坊目誌の白毫寺址の項下（下京第十五學區、三九二頁）には本書の弘安七年正月二十五日の條を引かれてゐる。本書の存在はかくの如くに知られもし、引用もされてゐるが、章疏録の編者が果して本書を見てゐたかどうかは先以て疑はしい。もし見てゐたとすれば本書は戒律そのものに關する著作ではなく、

後に説くが如く叡尊の自叙傳であるから、寧ろ史傳として取扱はれねばならない。思ふに章疏録の編者は書名のみを知つて叡尊の撰といふから漫然と戒律部に加へて置いたのではなからうか。次の佛家人名辭書の記載も亦同様であつたさうである。而して坊目志の記事が山城名勝志^(註)の孫引であることもまた編者の直話によつてこれを確めた處である。たゞ寺志稿の記載のみは予の見たと同じき淨住寺所藏本の抜萃である。即ち本書を新發見の史料としてこゝに喋々するのは當らぬけれども從來未だ何人も試みたことのない内容の紹介をなすことは決して無用の業ではないと信するのである。

(註) 山城名勝志卷第十三、白毫寺の條(京都叢書本一三二頁)
同書の引用書目にも、感身學正記の名を擧げてゐるから、
著者大島武好が本書の存在を知つて居たことが判る。

二

本書の内題には金剛佛子寂尊感身覺正記とあつて、上中下の三帖より成る(但し淨住寺本中下の内題には覺の字を學に作り、又金田元成師の好意によつて披見し得た西大寺本には悉く學の字を用ひてゐるが、感身に對しては覺正の文字を用ふる方が正しいと解せられる)。先づ初めの生育肉身章第一は建仁元年の生誕より建保五年十七歳に至るまでを收め、「漸發厭田舍好閑居之心、終辭親里、登醍醐山禪室、老者憐愍無反眷顧如元矣」に終つて居る。次の修成法身章第二は建保五年の秋「思惟人身難受、佛法難值、適值聖法、不求多聞、不望利養、受學大乘、修行正道、利益衆生、報謝四恩」に筆を起し、嘉禎二年三十六歳の時東大寺大佛殿に於て自誓受戒し「九月四日覺盛與予登大菴菴位畢」といふ叙述に終つて居る。この章に於ては「二趣修學蜜教事、三受學戒律事といふ小さい標目をも擧げて居る。次には興法利生章第三で前の如

く初移住海龍王寺、二還住西大寺といふ二小標目を掲げ、後者に於ては初專興法事といふ更に小項を出して居るが、その後にはかやうな項目も一切省略され、上の終より中下全部に互つて興法利生章で、末尾弘安八年八十五歳にまで及び、「同年十一月十七日乙酉^{皇曆}寅時、當寺於八幡宮奉安置御體畢、寅時任世一間習、十七日出世法、猶十六日神御事故且任世間之例」といふ數語に終つてゐる。

かくの如く本書の體裁は編述として極めて不用意のもので、最初は章項を細かく立て、執筆するつもりであつたが、半途より崩れてしまひ、第三章が全く釣合の取れぬものになつて居る。これによつて本書が、組織を前提して記されたものではなくて、或時は記憶を辿り、或時は坐右の手控や文書を參酌して隨意に筆を進めて行つたものであることは蔽はれない。

本書の選述については本文の裏に「御本云上人

八十六御歳也、弘安九年丙戌二月二十八日記之畢去年乙酉十一月十四日違例之時、始記之、今日一反記直之、同三月十五日夜亥時再治畢」とあるから、弘安八年十一月中旬に筆者が病に犯された砌類齡八十五歳、いつ何時示寂するかも測られぬといふ念慮から、一代の行狀を綴り始め、翌年二月二十八日に至つて漸く脱稿し、次いで三月十五日修正補筆了つたもので、時に筆者の年齡正に八十六歳である。本書の中に於て予といふ第一人稱を用ひ、今の識語に上人といふのが誰であるかについては、法隆寺五師重懷の追記に「上人九十歳正應三年庚寅八月二十五日入滅云々」とあつて、上人とは思圓上人即ち叡尊であることが判り、記事の内容より見て叡尊自らが一生の行狀（但し八十五歳以前）を記したものが即ち本書であることは秋毫も疑議を挟む餘地が無い。かくて本書に叡尊の晩年五箇年間の記事を缺くけれども、殆んど全

生涯に亙る自叙傳であつて、鎌倉時代の佛教を窺ふ上からして重要な一史料であることは縷述するを要しない。而して予の見た淨住寺本は寛文十年に攝津の多田院の住侶智教の寫傳した本を、更に貞享四年に寫したもので、洛西西院山影山宗圓寺に於て書寫し、大和の生駒長福寺に歸り安居の時校合したと朱書してある。かやうに大分後世の寫傳本であるから、寫誤もあり不審な點も少くないから、類本を他に求めたが本稿を草するに當つては西大寺の所藏本を披見し得たゞけである。これも近代の寫本であつて淨住寺本よりは更に誤れるかと思はれる。重懷の追書は淨住寺本と同様で在るが、何時何處で寫したものでやら一向判らぬ。併し淨住寺本と引き合せて見ると、一異本として校合し得ることは確かである。何れにしても、原本は恐らく散佚してゐるにしても、もう少し古い時代の寫本を見たいものである。若しこの二本以

外に本書の存在を御存じの方があつたらば、何卒御教示に預りはい。以下引用の本文は淨住寺本を本とし西大寺本を參酌して擧げることとする。

三

本書を佛教史料として見るならば、第一に寂尊の傳記研究上最も確實にして有力であること勿論である。寂尊は建仁元年五月、大和國添上郡箕田里近年號 敬田院に呱呱の聲を上げた。父は興福寺の學侶慶玄從源 氏生、母は藤原氏、寂尊の七歳の時母は寂尊を頭に五歳と三歳の三人の幼兒を後に殘して亡くなつた。父の家は貧しかつたので三人の小兒養育し難く、その翌年寂尊は醍醐寺の西大道小阪御子之家に遣されたことなど詳しく見える。この不幸な生ひ立ちを見ると、寂尊が後年「利生」に動く心情の所有者となつた傾向の由つて來るところも辿り得られるやうであり、なほ眞言宗との密接な關

係が既に少年時代から萌して居ることも窺はれる細かいことは端折つて次には寂尊の三十五六歳、嘉禎元年二年の條は戒律復活の事蹟として最も注意すべく、これより前、大日經及び弘法大師の遺告に依つて戒律の必要を痛感した寂尊が孜孜として道を求め、嘉禎元年の三月十八日東大寺戒壇院に於て始めて四分律行事鈔第一卷の講義を興福寺圓情律師より聽き、爾來「果遂其願望之大心誓願捨身命稽古更無倦」といふ如何にも緊張の絶頂に達して居る。二年八月二十六日の夕、東大寺大佛殿に詣して通夜祈請し、二十七日夜には戒壇院に於て好相を得、二十八日には大佛殿に於て現瑞を得、同夜戒禪院後年移知 足院畢に於て好夢好相を感得し、三十日圓晴(尊勝房)有嚴(長忍房)覺盛(覺律師)の三人と共に羅索院に參籠すること七ケ日、九月一日各自誓して近事男となり、二日沙彌となり、三日圓晴有嚴の三人菩薩大慈滿位に登り、四日覺盛寂

尊の二人大苾芻位に登り、四人共に菩薩戒を自受した顛末を記して居る。なほこれについて考證を要することもあるが、今は専ら記事の紹介に止める。

その他叡尊の門弟としては忍性の事蹟に關することも散見する。忍性は關東往還記の中にも現れてゐるが、かの日蓮より極樂寺の良觀上人として口を極めて罵られた人であるだけ、日蓮研究の上から見ても本書は見逃せない關係史料とすることが出來やう。仁治三年正月の條に忍性が「又發七宿別供養後可遂惣供養之願、爲成此願、勸父母親友、始四恩講」といふ記事の如き、注目すべきものであつて、四恩講の名は餘り他に例がないやうである。かくして忍性は建長四年、三十二歳の時正法無き所に佛法を興隆し衆生を利益せんといふ願を發して關東に下向したのである。

叡尊の利生事業が奈良朝の行基菩薩を理想とし

たことは歴々として明かであるが、寛元二年（十四歳）の九月中旬に、和泉の家原寺に於て如法

別受の苾芻戒を始めてゐるが如き（元亨釋書參照）その有力な支證に供し得べく、又當時の佛教界に横溢した聖德太子の崇拜としては、旅行中にも太子講を營んだ叡尊のことであるから（關東往還記）寛元四年二月二十六日には太子御廟に於て五百二人に菩薩戒を授け、康元二年九月には法隆寺に詣り十月六日には太子御廟に一夜不斷の如意輪大呪を論じて祈請を凝すなど追慕の誠を盡して居る。佛教史料として擧げねばならぬことは決してこれで盡きた譯ではないが、他の史料としての價值も輕んぜられぬから次に移らう。

四

叡尊は一面に於て非常に國家觀念の強いだけであつて、文永から弘安に亙る蒙古襲來の國難に際し

ての活動は實に目ざましいものであつた。そのことは既に他の史料たゞへば西大寺文書に收めて居る異國襲來祈禱注録等に據つても周ねく知られて居る處で、時の人が叡尊を思圓佛と呼んだ程敬意を表せられたものである。今、本書に見えてゐる蒙古襲來に對する叡尊の態度ならびに活動を摘録するならば、文永五年(六十八歲)の條に、

夏竟參天王寺、爲拂異國難、修種々勤、今年正月異國牒狀到來故也、

とあるのが、その初見である。こゝに異國牒といふのは、その年の正月一日に高麗の起居舍人潘阜が國信使として太宰府に來り、蒙古の國書を傳へた事實を指すのである。かくして文永十年二月晦日には大神宮參詣のために南都を進發してゐるその往復の行事については性海比丘記に具さに載すであつて、本書には略されてゐるけれども、參詣の目的は恐らく異國調伏の祈請にあつたと想は

れる。その翌年の條には

十月五日蒙古人着對馬、二十日着波加多、即退散畢、

とあつて、この日附は他の史料とよく一致してゐる。簡單に「即退散畢」とあるが、即の一字は點眼の思ひがする。文永十二年三月三日には再び大神宮參詣のために進發してゐるが、その文の續きに「怖蒙古人重來征、故解夏以後、引率內法、參詣降伏異、率神社佛寺、修隨分勤行、祈日域安穩正法久住、」と記されて居る。平岡、天王寺、住吉等はその後祈願修法した社寺で、何れも詳しい記載が見えて居る。

「聖朝安穩、天下泰平、興隆佛法、利益衆生」のために勤修怠らなかつた叡尊が、弘安四年七月二十一日、葉室の淨住寺に參ると、行阿比丘(了意房)が來謁して告げるやう、

自來二十六日爲脫異國之用害、祈本朝之靜謐、

發勸請南北二京持齋僧於八幡宮、七日七夜、不斷唱尊勝陀羅尼之願、率門徒、可參勸云々

と、當時叡尊は八十の阪を越えてゐるから老衰堪へずといつて一旦辭退したが、行阿は若し參勤が出なければ、一門の僧百人許供奉せしむべしと熱心に説いたので、叡尊は飛脚を以て諸寺の同法に觸れを發して評定させた。曰く

異國來征事、我朝大事、何事如之、然今年衆僧別人、雖隨分之祈禱、至誠懇切之心難發、一門僧衆、皆參靈所、一味和合、不斷勤修、尤庶幾若爾者設雖不滿陀羅尼、參住宿所云々

かくして行阿の希望通りに、二十六日から三百餘人の僧衆が石清水八幡宮に詣で、勤行し、閏七月一日には南北二京の僧五百六十餘人が寶前に集會して、一味和合の勤行をなし、叡尊自らは戒を説いた。京都奈良の僧衆がかくの如き舉に出でたことは、當時に於ける國難來の緊張味を偲ばしめる

に十分であると共にその中心人物となつて動いた叡尊も亦偉大といはねばならぬ。當時叡尊の述懐に「即不久大風吹出、雷鳴聲發向西而去、存神諾歎」といつて居るのを見ても、その自信の鞏固であつたことが察せられるではないか。

かくして七月四日の夕には明日より一切經を轉讀すべき院宣を蒙つて居る。この院宣とは嵯峨殿に在した龜山上皇より出し給ふたのであつて、このことは既に他の史料によつて知られてはゐるが叡尊自撰の本書に據つて更に確實にすることが出来るのである。その後叡尊は同月九日に蒙古軍の敗報を知ることが出來た。本書に

九日、民部大夫政康以使者示曰、異國兵船去一日大風皆破損畢云々

と記されてゐる。その翌月上皇が石清水宮に行幸し給ふたことについては

(八月)九日、着八幡大乘院、十日參山上、十一

日早朝御幸、以五百八十餘人持齋僧、轉讀一切經發願、十二日大法會、叡尊奉講讀一切經、十三日轉讀一切經終功

といふ。蒙古襲來に當つて龜山上皇、宇多天皇が御親禱あらせられ、國民上下舉つて熱禱をこめた

幕末に於ける海軍の創設

文學士 古田 良 一

安永天明の頃より邦人の海外に關する知見廣まり、露西亞の西伯利亞經營進むに従ひて我北邊に迫るの勢漸く顯著となりしを知るや、海防を論ずる者相次いで出でたり。林子平は『海國兵談』を著して、日本は海國なる故に海防の策を講せざるべ

ことは今更説くまでもないが、本書がこれに關する史實を傳へてゐる點でも亦認むべきである。なほ叡尊が龜山上皇の御眷願を篤くしたことについても言及せねばならぬが、直接蒙古襲來に關係しないからこゝには省略に従ふこととする。

からざること、それがためには軍艦、大砲及び砲臺の三者が相俟つて發達せざるべからざる所を説けり。其所論の系統的科學的なることは子平の識見を示すものなりと雖、海軍術の實際的智識に至りては頗る幼稚にして、殊に製艦の智識に於ては殆ど見るに足るものなし。子平の後に出でたる海防論も、大砲に關するもの多くして、軍艦を造